

「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会」開催要領

(名称)

第1条 本会は、「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会」（以下「分科会」という。）と称する。

(目的)

第2条 我が国の物流が、労働力不足の深刻化に加え、様々な社会変化に直面する中、令和3年6月15日に閣議決定された総合物流施策大綱においても、「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」に取り組むこととしている。同大綱を受け、デジタル技術の社会実装が急速に進みつつある中、時機を逸せず集中的に物流産業における標準化を推進するため、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について関係者が集まり議論・検討する場として、令和3年6月17日「官民物流標準化懇談会」を設立したところであり、本分科会は、同懇談会での議論を受けて、特に物流器材（パレット等）にかかる標準化について重点的に議論・検討するために設置・開催するものである。

(構成)

第3条 分科会には座長を1名置く。

2 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。

(会議)

第4条 座長は、分科会の議事を整理し、会務を処理し、分科会を代表する。

2 座長は、必要があると認めるときは、分科会の構成員以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

(議事の公開)

第5条 分科会は原則として非公開とする。

2 分科会で使用した資料については、原則として、公開する。また、議事については、要旨を作成し各構成員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、次の場合は除く。

(1) 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。

(2) その他、資料または要旨の全部または一部について、非公開とすること

が必要と座長が認めた場合。

(事務局)

第 6 条 分科会の運営に関する事務は、日本物流団体連合会、日本ロジスティクスシステム協会、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部、経済産業省商務・サービスグループ、国土交通省総合政策局（公共交通・物流政策審議官部門）及び国土交通省自動車局において共同で処理する。

(その他)

第 7 条 本要領に定めるもののほか、分科会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

本要領は令和 3 年 9 月 7 日から施行する。

「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会」構成員名簿
(五十音順、敬称略)

伊勢川 光 一般社団法人日本物流団体連合会 理事・事務局長
加納 尚美 一般社団法人日本パレット協会 会長
齋藤 弘憲 公益社団法人経済同友会 執行役
重松 康夫 一般財団法人日本規格協会 産業基盤系規格開発ユニット長
嶋崎 真理 一般社団法人日本倉庫協会 常務理事
高岡 美佳 立教大学経営学部 教授
高橋 啓 日本通運株式会社 ロジスティクスエンジニアリング戦略室長
田中 浩一 株式会社日立物流 ロジスティクスソリューション開発本部 ロジスティクステクノロジー部 部長
西井 茂 佐川急便株式会社 東京本社 輸送ネットワーク部 部長
畠山 和生 ヤマト運輸株式会社 輸送機能本部 輸送戦略企画部 部長
二村 真理子 東京女子大学現代教養学部 教授
北條 英 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 JILS 総合研究所 所長
牧田 信良 公益社団法人全日本トラック協会 常任理事
味水 佑毅 流通経済大学流通情報学部 教授
宮澤 伸 日本商工会議所 地域振興部 部長
室賀 利一 株式会社日通総合研究所 シニアコンサルタント
森山 義英 全国農業協同組合連合会 経営企画部 次長
脇坂 大介 一般社団法人日本経済団体連合会 産業政策本部 主幹

<行政>

武田 裕紀 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 課長
中野 剛志 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 室長
高田 公生 国土交通省 総合政策局 物流政策課
日野 祥英 国土交通省 自動車局 貨物課 課長